

平成29年 第4回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

## 平成29年 第4回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 平成29年4月27日(木) 午後1時32分 閉 会 平成29年4月27日(木) 午後2時01分					
場 所	共和町役場 3階 委員会室					
出席及び  欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	小笠原 敏 雄	出席	11	高 橋 正 志	出席
	2	長 門 強	出席	12	水 戸 政 春	出席
	3	天 坂 左太雄	出席	13	小 野 公 志	出席
	4	菊 池 利 昌	出席	14	北 井 清 春	出席
	5	西 本 峯 雄	出席	15	森 孝 之	出席
	6	森 下 昭 夫	出席	16	石 田 吉 光	出席
	7	岡 田 政 則	欠席	17	川 上 芳 浩	出席
	8	澤 田 邦 子	出席	18	上 川 洋 一	出席
	9	澤 田 博 人	出席	19	菱 沼 昇	出席
10	浦 口 義 之	欠席	20	今 村 俊 一	出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名		出欠 の別	氏 名		出欠 の別
	事務局長	原 子 富 行	出席	農地係	高 松 大 輝	出席
	農地係長	堤 秀 人	出席			
議 事 録 署名委員	4 番 菊 池 利 昌 委員			15 番 森 孝 之 委員		
日 程	順 序 及 び 件 名					
第 1	議事録署名委員の指名について					
第 2	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について					
第 3	議案第2号 現況証明願について					
第 4	議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について					
第 5	追加 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について					

(午後 1 時 3 2 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から平成 2 9 年第 4 回共和町農業委員会総会を開催致します。

7 番 岡田委員、1 0 番 浦口委員より欠席報告がなされております。只今の出席委員は、2 0 名中 1 8 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立してございます。

通知告示した後に申請を受理した案件も追加審議することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。

なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 本日の議事録署名委員の指名を行います。

共和町農業委員会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により、4 番 菊池委員、1 5 番 森委員を指名致します。

では、早速議案に入ります。

◎日程第 2 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

○議長

日程第 2 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

今回の転用申請は 2 件です。

(議案第 1 号、議案書を朗読)

1 番の申請地は、役場から岩内方面へ約 3 k m 進んだ先にある、道道学田前田線沿いの中央幼児センターに隣接しておりまして、道道からは 3 0 m 程度奥に位置しています。

申請内容ですが、介護保険法の改正により特別養護老人ホームの入所要件が要介護 3 以上となったことに伴い、第 6 期共和町高齢者保健福祉計画等に基づきまして、認知症を伴う要介護 1、2 の方の受け皿として、町が所有する学校用地及び当該申請地を民間事業者は無償貸付したうえで認知症高齢者グループホームを新築し、駐車場及び庭などを併せて整備するものです。

施設の利用定員は 1 8 名で、建設費は 7, 0 2 0 万円となっており、借主の A 社が道から 3, 4 5 6 万円、町から 2, 0 0 0 万円の補助を受け、残りは金融機関から借り入れて建設する予定です。

この土地は農用地区域外になりまして、農地区分については、水道管と下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ 5 0 0 m 以内に中央幼児センターや前田診療所など、2 つ以上の公共公益的施設が存在することから、原則として転用可能な第 3 種農地と判断できます。

認知症高齢者と児童の交流は認知症の進行を抑制する効果があり、認知症高齢者グループホームと児童福祉施設の隣接が推奨されているこ

と、また、協力病院となる前田診療所の近接地という立地条件や、転用による周囲への影響もないと認められることから、当該地の選定はやむを得ないと考えます。

現地確認については、昨日4月26日に、川上委員、浦口委員、上川委員の3名で実施しております。

なお、北海道農業会議への意見聴取につきましては、昨年4月から30アール以下の農地転用案件の一部について対象から除外されておまして、第3種農地は対象外となっていることから、本案件は意見聴取を行わず、本日の決定をもって明日付けで許可を行うこととなります。

2番の申請地は、曙地区のB社から約500m北側の町道曙五号線沿いに位置しており、Cマンションと昨年転用許可を行ったD氏宅の間の土地となります。

申請内容ですが、現在曙地区に居住する会社員である譲受人が、農業者のE氏から農地を購入して一般住宅を新築し、駐車場や花壇を併せて整備するものです。

この土地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内の農地であるため、農地区分は原則転用可能な第3種農地となります。

周辺は市街化が進んでおり生活利便性が高く、また付近には適当な非農地がないことや、転用による周囲への影響もないと認められることから、当該地の選定はやむを得ないと考えます。

現地確認については今週4月25日に、菊池委員、高橋委員、北井委員の3名で実施しております。

なお、こちらの案件についても、30アール以下の第3種農地ということで、農業会議への意見聴取の対象外となっていることから、本日の決定をもって明日付けで許可を行うこととなります。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

### ◎日程第3 議案第2号 現況証明願について

○議長 次に、日程第3 議案第2号 現況証明願についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今回の願い出は6件です。

(議案第2号、議案書を朗読)

1番と2番の申請地は、西老古美会館付近の交差点から町道西老古美線を岩内町方面へ約600m進んだ先に位置しております。

申請地の状況ですが、1番の申請地については、昭和43年に建設されたF氏の住宅が建っておりまして、隣接する宅地と一体となり、古く

から宅地化しております。

また、2番の申請地については、F氏の住宅への通路と、願出人の圃場の農道を兼ねている土地になります。

現地調査の結果、非農地化してから相当長期間経過しており、農地としての利用を確保する重要度も低いことから、願い出は相当と考えます。

現地調査は、4月25日に、菱沼委員、北井委員、森委員の3名で実施しております。

なお、地目変更後につきましては、一般の方が1番の申請地とF氏の住宅を取得し、2番の申請地は農道としても利用できるようG氏との共有名義としたうえで、住宅のリフォームを行い居住する予定となっております。

3番、4番、5番の申請地は、北辰小学校付近の道道蔵台古平線を北へ約5km進んだ先にある、H社の産業廃棄物中間処理リサイクルセンター北側に位置しております。

全て10年以上前から耕作されておらず、山林・原野化しております。

現地調査の結果、非農地化してから相当長期間経過しており、農地としての利用を確保する重要度も低いことから、願い出は相当と考えます。

現地調査は、4月13日に、小野委員、森下委員、長門委員の3名で実施しております。

なお、地目変更後は、H社への売買を予定していると聞いております。

6番の申請地は、発足市街の十字路から道道発足線を共和ダム方面へ約3km進んだ先に位置しております。

こちらは、先月の総会で3条許可を行った案件と関連した内容になります。

この土地は相続人が相続放棄しておりましたが、このたび、原発の避難用道路として北海道で整備中の泊共和道路の用地買収の対象となったことから、相続財産管理人として選任された弁護士から元々の相続人であるI氏のお子さんへ贈与を行ったうえで用地買収を行うため、相談があったものです。

しかし、I氏のお子さんは農業者ではないことから、農業委員会で贈与の許可を行うことができず、また、現況も非農地化していることから、現況証明願により地目を非農地に変更したうえで、贈与を行うものです。

申請地のうち発足●●●番地▲▲については、昭和29年に建設されたI氏の住宅が建っており、古くから宅地化しております。

また、発足●●●番地■及び●●●番地××については10年以上前から耕作されておらず、原野・山林化しております。

現地調査の結果、非農地化してから相当長期間経過しており、農地としての利用を確保する重要度も低いことから、願い出は相当と考えま

す。

現地調査は、4月13日に、長門委員、森下委員、西本委員の3名で実施しております。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

願い出のとおり、証明を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、証明を与えることに決定致します。

◎日程第4 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○議長 次に、日程第4 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今回は、貸借が9件になります。

(議案第3号、議案書を朗読)

計画の内容は全件、基盤強化法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると考えます。

○議長 利用権設定各筆明細の2番は、川上委員に関する件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。

(川上委員 退席)

○議長 それでは、利用権設定各筆明細の2番についてのみ、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

川上委員は着席願います。

(川上委員 入室)

○議長 川上委員の案件については、原案のとおり可決致しました。

(川上委員 着席)

○議長 それでは、利用権設定各筆明細の2番を除く全件について、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

◎日程第5 追加議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

○議長 次に、日程第5 追加議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 農用地利用集積計画案については、先般行われた共和町農地流動化推進協議会で審査の上、作成されたところです。

今回は貸借が2件になります。

(追加議案第4号、議案書を朗読)

1番の借主は、岩内町の認定農業者のお子さんで、認定新規就農者になります。

所有者がお亡くなりになったため急遽借り手を探していただきましたが、地域内で借り手が見つからなかったことから、調整の結果この度の貸借となったところです。

追加の2番は、農地中間管理事業の案件になります。基盤整備事業に関連し、昨年岩崎地区が中間管理事業の重点実施区域に指定されたことから、岩崎のJ氏より中間管理機構への貸付希望の申出がありまして、公社と町が現地調査等を行った結果、借入可能と判断され、公社からの申出により農用地利用集積計画を作成したものです。

計画の内容ですが、中間管理事業は公社への10年以上の貸付が基本となっておりますが、今回は重点実施区域への指定に伴い事業を活用するものであり、貸主の意向から契約期間は3年間としております。

また、農地賃借料情報における所在地の農地区分は、田が堀株川支流沖積土上田、畑が前田中間地帯中庸となっております。借賃はそれぞれ賃借料情報の範囲内で設定した反当から算出した額となっております。

借賃の支払いについては毎年12月に行われますが、借賃から手数料1%+消費税を差し引いた額が公社からJ氏へ支払われることとなります。

また、この土地は昨年まで貸し付けられていたことから、自作地とはみなされないため、中間管理事業の出し手に交付される機構集積協力金の要件には該当しません。

今後の流れですが、借受希望者の中から公社と町で受け手を選定して、総会で農業委員会の意見を聴いたうえで農用地利用配分計画案を作成し、それを最終的に道が認可公告することで貸し付けられることになります。

受け手は岩崎のK氏を予定しておりまして、農業委員会の意見聴取を来月の総会で行い、道の認可公告は7月を予定しております。

以上、計画要請の内容は全件、基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

- 議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。  
（「質疑なし」の声）
- 議長 質疑なしと認めます。  
これより、採決致します。  
原案のとおり、決定して異議ありませんか。  
（「異議なし」の声）
- 議長 異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定致します。

◎閉会宣言

- 議長 以上で、本日の議案の審議事項は、全て終了致しました。  
これにて、平成29年第4回共和町農業委員会総会を閉会します。

（午後 2 時 0 1 分 閉会）



農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、  
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

平成29年 4 月 27 日

議長(農業委員会会長)           今 村 俊 一           印

議事録署名委員 4 番           菊 池 利 昌           印

議事録署名委員 15 番           森     孝 之           印